

2025 年度「海外現地商談会（台湾）」参加企業 募集要領

1. 目的

神戸市・神戸商工会議所では、市内事業者の海外での販路開拓や事業パートナーの探索を目的として、台湾・台北市での現地商談会を実施します。

2. 事業概要

日 程：2025 年 11 月 10 日（月曜）～11 月 12 日（水曜）

場 所：台湾（台北市）

参加対象：神戸市内に本社もしくは事業所を有する企業等

対象商材：一般消費財（食品・日用品等）

開催形式：商談会会場又は商談相手企業への訪問による個別面談

- ・ 開催形式は、委託事業者からの提案を踏まえて決定します。委託事業者は 8 月中旬に決定予定です。
- ・ 原則、1 社あたり現地企業 4 社以上との面談を予定しています。
 - ※ 参加企業各社の希望を踏まえて現地企業との事前マッチングを行います。取り扱う商材や現地企業の意向等により、商談企業が 4 社に満たない場合があります。
 - ※ 現地の交通事情や企業側の都合等、やむを得ない事情により商談が変更又はキャンセルになる場合があります。
- ・ 商談には、主催者（神戸市、神戸商工会議所）が同席する場合があります。
- ・ 附帯事業として、現地企業・関係機関等とのネットワーキングや現地経済事情・ビジネス環境等に関するブリーフィングなどを予定しています。
 - ※ 内容・日程等の詳細は、決定次第、参加企業にお知らせします。

3. 募集概要

（1）募集企業数 5 社程度

（2）参加費 50,000 円／社

※渡航費・滞在費は各社負担となります。

※現地企業への個別訪問となる場合、現地企業までの移動にかかる費用（庸車費、タクシー代等）は、参加企業の負担となります。

※商談会及び附帯事業の開催にあたり、サンプルの持参・配布を希望する場合、輸送にかかる費用は、参加企業の負担となります。附帯事業でサンプル配布を行う場合の送付先・数量等の詳細は、決定次第ご連絡します。

※参加費のお支払いについては、後日神戸市より納入通知書（納付書）を送付します。（8 月下旬を予定）神戸市が指定している公金の納付が可能な金融機関の窓口での納付をお願いします。

※参加受付後の変更・取り消しについては、「6. 問合せ先」に記載の電話番号まで、ご連絡をお願いします。確認のため、メールでもご報告ください。

※参加を取り消される場合、納入いただいた参加費は返金しません。

（3）応募要件：申込時点で以下の要件を満たすこと。

- ① 神戸市内に本社・事業所等を置いていること。
- ② 販路開拓・現地パートナー探索等、台湾におけるビジネス展開を予定・検討していること。
- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定

がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

④ 神戸市指名停止基準要綱及び兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））、神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）及び兵庫県税（県民税及び事業税を含む普通税）を含む地方税に未納の税額がないこと。

⑥ 神戸市契約事務等及び兵庫県契約事務所等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

（４）申込方法：以下リンクからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/7cu3GPMfiM>

（５）結果の通知：８月中旬を目途に、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に、結果をお知らせします。

４．参加企業の選定等

（１）参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市にて選考し、参加企業を決定します。

（２）失格及び参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとしします。

① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合

② 応募要件を満たしていないことが判明した場合

（３）免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、主催者及び本事業の委託事業者は、当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合

② 本事業の実施の変更又は中止を行う場合

５．留意事項

① 本事業への参加に伴う、個別の商談等に関する経営判断及びその結果は参加企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、主催者及び委託事業者はその責任を負いません。

② 本事業終了後も、委託事業者の支援業務を希望する場合は、委託事業者と別途協議の上、個別に依頼し、その内容について神戸市に報告いただきます。また、本事業に含まれない業務の内容及び結果について、主催者は一切責任を負いません。

③ 本事業の期間中及び終了後も、主催者から依頼がある場合は、本事業により得られた商談や成約等の成果について、その状況を報告いただきます。

６．主催

神戸市、神戸商工会議所

７．問合せ先

神戸市経済観光局国際課（神戸市海外ビジネスセンター）

E-mail: asia-biz@city.kobe.lg.jp TEL: 078-231-0222